

阿南市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成29年2月1日

阿南市要綱第6号

改正 平成30年9月26日要綱第54号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 阿南市介護予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）

第3章 阿南市訪問型生活応援サービス

第1節 基本方針（第43条）

第2節 人員に関する基準（第44条・第45条）

第3節 設備に関する基準（第46条）

第4節 運営に関する基準（第47条・第48条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第49条—第51条）

第4章 阿南市介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第52条）

第2節 人員に関する基準（第53条・第54条）

第3節 設備に関する基準（第55条）

第4節 運営に関する基準（第56条—第64条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第65条—第68条）

第5章 阿南市はっらっデイサービス

第1節 基本方針（第69条）

第2節 人員、設備に関する基準（第70条・第71条）

第3節 設備に関する基準（第72条）

第4節 運営に関する基準（第73条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第74条—第77条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する事業をいう。
- (2) 第1号事業者 第1号事業を行う者をいう。
- (3) 第1号事業所 第1号事業者が第1号事業を行う事業所をいう。
- (4) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (5) 指定第1号事業 指定事業者により行われる第1号事業をいう。
- (6) 指定第1号事業者 指定第1号事業を行う者をいう。
- (7) 指定第1号事業所 指定第1号事業者が指定第1号事業を行う事業所をいう。

- (8) 指定第1号訪問事業 指定事業者により行われる法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。
- (9) 指定第1号訪問事業者 指定第1号訪問事業を行う者をいう。
- (10) 指定第1号訪問事業所 指定第1号訪問事業者が指定第1号訪問事業を行う事業所をいう。
- (11) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス 指定第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (12) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者をいう。
- (13) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者が阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う事業所をいう。
- (14) 訪問介護員等 指定第1号訪問事業の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する政令で定める者をいう。
- (15) 常勤換算方法 指定第1号事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (16) 指定介護予防訪問介護 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号又は第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防基準」という。）第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。
- (17) 指定介護予防訪問介護事業者 旧介護予防基準第5条第

- 1 項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。
- (18) 指定訪問介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅基準」という。）第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。
- (19) 指定訪問介護事業者 指定居宅基準第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。
- (20) 介護予防ケアマネジメント 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。
- (21) 地域包括支援センター等 介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター及び法第 115 条の 22 第 1 項の規定により指定された指定介護予防支援事業者をいう。
- (22) 基準該当状態基準 省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準をいう。
- (23) サービス担当者会議 阿南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例（平成 27 年阿南市条例第 4 号）第 31 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。
- (24) 第 1 号事業支給費 法 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する第 1 号事業支給費をいう。
- (25) 介護予防サービス・支援計画 居宅要支援被保険者等（基準該当状態基準の該当者を含む。）ごとに作成される介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントをいう。
- (26) 利用料 第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。
- (27) 第 1 号事業費用基準額 阿南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 30 年阿南市要綱第 21 号）第 12 条の規定による額（その額が現に第 1 号事業に要した費用の額を超えるときは、第 1 号事業に要した費用の額）を

いう。

- (28) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定第1号事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。
- (29) 阿南市訪問型生活応援サービス 指定第1号訪問事業のうち、第3章に定める基準により実施されるサービスをいう。
- (30) 阿南市訪問型生活応援サービス事業者 阿南市訪問型生活応援サービスの事業を行う者をいう。
- (31) 阿南市訪問型生活応援サービス事業所 阿南市訪問型生活応援サービス事業者が阿南市訪問型生活応援サービスの事業を行う事業所をいう。
- (32) 生活援助 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日付け老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に規定する生活援助をいう。
- (33) 一定の研修修了者 阿南市（以下「市」という。）が実施する、別に定める研修課程を修了した者をいう。
- (34) 阿南市訪問型生活応援サービス従事者 阿南市訪問型生活応援サービスに従事する者（訪問介護員等又は一定の研修修了者に限る。）をいう。
- (35) 指定第1号通所事業 指定事業者により行われる法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。
- (36) 指定第1号通所事業者 指定第1号通所事業を行う者をいう。
- (37) 指定第1号通所事業所 指定第1号通所事業者が指定第1号通所事業を行う事業所をいう。

- (38) 阿南市介護予防通所介護相当サービス 指定第1号通所事業のうち省令第140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (39) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者 阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者をいう。
- (40) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者が阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業を行う事業所をいう。
- (41) 生活相談員 指定第1号通所事業の提供に当たる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員をいう。
- (42) 看護職員 指定第1号通所事業の提供に当たる看護師又は准看護師をいう。
- (43) 機能訓練指導員 指定第1号通所事業の提供に当たる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者をいう。ただし、はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。
- (44) 介護職員 指定第1号通所事業の提供に当たる者のうち、生活相談員、看護職員又は機能訓練指導員以外の者をいう。
- (45) 指定介護予防通所介護 旧介護予防基準第4条に規定する指定介護予防通所介護をいう。
- (46) 阿南市はつらつデイサービス 指定第1号通所事業のうち、第5章に定める基準により実施されるサービスをいう。
- (47) 阿南市はつらつデイサービス事業者 阿南市はつらつデイサービスの事業を行う者をいう。

(48) 阿南市はつらつデイサービス事業所 阿南市はつらつデイサービス事業者が阿南市はつらつデイサービスの事業を行う事業所をいう。

(49) 阿南市はつらつデイサービス従事者 阿南市はつらつデイサービスに従事する者（訪問介護員等の資格を有する者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は一定の研修修了者に限る。）をいう。

（第1号事業の指定の申請者の要件）

第3条 第1号事業者の指定の申請をすることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

(1) 役員又はその支店若しくは営業所の代表者（第3号から第5号までにおいて「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる法人

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員がその運営又は経営に実質的に関与していると認められる法人

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる法人

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる法人

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に批判されるべき関係を有していると認められる法人

(6) 業務委託契約、食材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結していたと認められる法人

- (7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する者を業務委託契約、食材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合において、市長が当該契約の解除を求めても、これに従わなかった法人（前号に該当する者を除く。）

（指定第1号事業の一般原則）

第4条 指定第1号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定第1号事業の提供に努めなければならない。

- 2 指定第1号事業者は、地域の結び付きを重視した運営を行い、市及び他の指定第1号事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2章 阿南市介護予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

第5条 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第6条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者が阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ

、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、当該事業所における阿南市介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護サービスの利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を受ける場合には、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、訪問介護員等であって、専ら阿南市介護予防訪問介護相当サービスに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合には、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（阿南市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例（平成30年阿南市条例第2号）第2編第2章に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。第44条第4項において同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同条例第2編第3章に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。同項において同じ。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該阿南市介

護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

- 6 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合には、指定居宅基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第7条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第8条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合には、指定居宅基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことがで

きる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該重要事項を電磁的方法により提供したときは、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録するとともに、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該閲覧及び記録がなされた旨を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を文書によってしなければならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の

規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は基準該当状態基準の該当の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準該当状態基準の該当の有無の判断（以下こ

の項において「要支援認定等」という。)を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定等の申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定等の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第15条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な

連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市長に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第17条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合には、当該計画に沿った阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第18条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該

阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、阿南市介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅において阿南市介護予防訪問介護相当サービスを行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。この場合においては、あ

らかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該交通費の額の支払について利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない阿南市介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合には、提供した阿南市介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等をして、利用者の同居の家族に対し、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市長への通知)

第24条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく阿南市介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他医療措置を要する緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置

を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) 地域包括支援センター等に対し、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (4) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
 - (5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施す

ること。

(運営規程)

第27条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料
その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第28条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な阿南市介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって阿

南市介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

- 3 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第30条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場

合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第34条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した阿南市介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した阿南市介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市長が行う文書その他の物件

の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した阿南市介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第36条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した阿南市介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市長等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市長が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第37条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合には、市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに

に、必要な措置を講じなければならない。

2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供により、その損害を賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第38条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する市長への通知に係る記録

(4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(阿南市介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第40条 阿南市介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する阿南市介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(阿南市介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う阿南市介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針は、第1節に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状

況の的確な把握を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合には、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なく

とも1月に1回は、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも1回は、当該阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第2号から第5号までの規定は、前号に規定する阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

（阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第42条 阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（阿南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例第31条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課

題、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

- (2) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 阿南市訪問型生活応援サービス

第1節 基本方針

第43条 阿南市訪問型生活応援サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(阿南市訪問型生活応援サービス従事者の員数等)

第44条 阿南市訪問型生活応援サービス事業者が阿南市訪問型生活応援サービス事業所ごとに置くべき阿南市訪問型生活応援サービス従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、阿南市訪問型生活応援サービス事業所ごとに、阿南市訪問型生活応援サービス従事者（訪問介護員等に限る。）のうち、利用者（当該阿南市訪問型生活応援サービス事業者が指定訪問介護事業者又は阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市訪問型生活応援サービスの事業と指定訪問介護の事業又は阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合に

っては、当該事業所における阿南市訪問型生活応援サービス及び指定訪問介護又は阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業の利用者。以下この条において同じ。)の数に応じ、必要と認められる数の者をサービス提供責任者としなければならない。

- 3 前項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、新規に阿南市訪問型生活応援サービス事業者の指定を受ける場合には、推定数による。
- 4 第2項及び次項のサービス提供責任者は、専ら阿南市訪問型生活応援サービス（阿南市訪問型生活応援サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市訪問型生活応援サービスの事業と指定訪問介護又は阿南市介護訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、当該事業所における阿南市訪問型生活応援サービス及び指定訪問介護又は阿南市介護予防訪問介護相当サービス）に従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する阿南市訪問型生活応援サービスの提供に支障がない場合には、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 阿南市訪問型生活応援サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市訪問型生活応援サービスの事業と指定訪問介護又は阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であつて、阿南市訪問型生活応援サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業であるとき

は第6条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、阿南市訪問型生活応援サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、阿南市訪問型生活応援サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該阿南市訪問型生活応援サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第46条 阿南市訪問型生活応援サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、阿南市訪問型生活応援サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 阿南市訪問型生活応援サービス事業者が指定訪問介護事業者又は阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市訪問型生活応援サービスの事業と指定訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、阿南市訪問型生活応援サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業であるときは第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(生活援助の総合的な提供)

第47条 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、阿南市訪問型生活応援サービスの事業の運営に当たっては、生活援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(準用)

第48条 前章第4節(第28条を除く。)の規定は、阿南市訪問型生活応援サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第23条、第25条、第26条第3項第5号から第8号まで、第29条第1項から第3項まで、第30条第1項及び第31条中「訪問介護員等」とあるのは「阿南市訪問型生活応援サービス従事者」と、第39条第2項第1号中「阿南市介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「阿南市訪問型生活応援サービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(阿南市訪問型生活応援サービスの基本取扱方針)

第49条 阿南市訪問型生活応援サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、自らその提供する阿南市訪問型生活応援サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、阿南市訪問型生活応援サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサ

サービスの提供に努めなければならない。

- 5 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、阿南市訪問型生活応援サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(阿南市訪問型生活応援サービスの具体的取扱方針)

第50条 阿南市訪問型生活応援サービス従事者の行う阿南市訪問型生活応援サービスの具体的取扱方針は、第1節に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 阿南市訪問型生活応援サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、阿南市訪問型生活応援サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した阿南市訪問型生活応援サービス計画を作成するものとする。
- (3) 阿南市訪問型生活応援サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合には、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、阿南市訪問型生活応援サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、阿南市訪問型生活応援サービス

計画を作成した際には、当該阿南市訪問型生活応援サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 阿南市訪問型生活応援サービスの提供に当たっては、阿南市訪問型生活応援サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 阿南市訪問型生活応援サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 阿南市訪問型生活応援サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、阿南市訪問型生活応援サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該阿南市訪問型生活応援サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該阿南市訪問型生活応援サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも1回は、当該阿南市訪問型生活応援サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて阿南市訪問型生活応援サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第2号から第5号までの規定は、前号に規定する阿南市訪問型生活応援サービス計画の変更について準用する。

(阿南市訪問型生活応援サービスの提供に当たっての留意点)

第51条 阿南市訪問型生活応援サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、阿南市訪問型生活応援サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 阿南市訪問型生活応援サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第4章 阿南市介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針

第52条 阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者等の員数)

第53条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者が阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に専ら当該阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる生活相談員が勤務している時間数の合計を、当該阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護職員 阿南市介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 阿南市介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に専ら当該阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる介護職員が勤務している時間数の合計数を、当該阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該阿南市通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、当該事業所における阿南市介護予防通所介護相当サービス及び指定通所介護サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 職能訓練指導員 1以上
- 2 当該阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所におい

て同時に阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供を受け
ることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第
4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあって
は、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数
を、阿南市介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当
該阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供している時間
帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該阿南市介護予
防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務
している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が
1以上確保されるために必要と認められる数とすることがで
きる。

- 3 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、阿南市介
護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の
介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護
職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常
時1人以上当該阿南市介護予防通所介護相当サービスに従事
させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用
者の処遇に支障がない場合には、他の阿南市介護予防通所介
護相当サービスの単位の介護職員として従事することができる
ものとする。
- 5 前各項の阿南市介護予防通所介護相当サービスの単位は、
阿南市介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同
時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをい
う。
- 6 第1項第4号の職能訓練指導員は、当該阿南市介護予防通
所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる
ものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤
でなければならない。

8 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合には、指定居宅基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第54条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合には、当該阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第55条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びに阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室として、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっ

ては、食堂及び機能訓練室を同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合であって、利用者へのサービス提供に支障がないときは、設備基準上両方のサービスに規定があるもの及び玄関、廊下、階段及び送迎車両等阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所に設置されるものについては共用することができる。ただし、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、次の各号に掲げる条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

(1) 当該部屋等において、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

(2) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

4 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合には、指定居宅基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を

満たすことをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第56条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該阿南市介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、阿南市介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。この場合においては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該各号に掲げる費用の額の支払について利用者の同意を得なければならない。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そ

の利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成25年厚生労働省告示第16号）に定めるところによるものとする。
（運営規程）

第57条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 阿南市介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) 阿南市介護予防通所介護相当サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第58条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

- 2 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって阿南市介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。た

だし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(災害対策)

第60条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、災害対策に係る具体的計画を立て、災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(管理者の責務)

第61条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第62条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該阿南

市介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第63条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 阿南市介護予防通所介護相当サービス計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第24条に規定する市長への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第64条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条及び第31条から第38条までの規定は、阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第57条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(阿南市介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第65条 阿南市介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する阿南市介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(阿南市介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第66条 阿南市介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針は、第1節に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担

当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、阿南市介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した阿南市介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 阿南市介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、阿南市介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、阿南市介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該阿南市介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、阿南市介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (9) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、阿南市介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該阿南市介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該阿南市介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも1回は、当該阿南市介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて阿南市介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第2号から第5号までの規定は、前号に規定する阿南市介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第67条 阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、阿南市介護予防通所介護相当サー

ビスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負担を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第68条 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っている場合においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じたときその他医療措置を要する緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師への連

絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 阿南市はつらつデイサービス

第1節 基本方針

第69条 阿南市はつらつデイサービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者等の員数)

第70条 阿南市はつらつデイサービス事業者が阿南市はつらつデイサービス事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 阿南市はつらつデイサービスの提供日ごとに、阿南市はつらつデイサービスを提供している時間帯に専ら当該阿南市はつらつデイサービスの提供に当たる生活相談員が勤務している時間数の合計を、当該阿南市はつらつデイサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 阿南市はつらつデイサービス従事者 阿南市はつらつデイサービスの単位ごとに、当該阿南市はつらつデイサービスを提供している時間帯に専ら当該阿南市はつらつデイサービスの提供に当たる阿南市はつらつデイサービス従事者が勤務している時間数の合計数を、当該阿南市はつらつデイサービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該阿南市はつらつデイサービス事業者が指定通所介護事業者又は阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市はつらつデイサービスの事業と指定通所介護又は阿南市介護予防通所介護相当サー

ビスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、当該事業所における阿南市はつらつデイサービス及び指定通所介護又は阿南市介護予防通所介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- 2 阿南市はつらつデイサービス事業者は、阿南市はつらつデイサービスの単位ごとに、前項の生活相談員又は阿南市はつらつデイサービス従事者1人以上を当該阿南市はつらつデイサービスに従事させなければならない。
- 3 前2項の阿南市はつらつデイサービスの単位は、阿南市はつらつデイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 阿南市はつらつデイサービス事業者が、指定通所介護事業者又は阿南市介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市はつらつデイサービスの事業と指定通所介護又は阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、阿南市はつらつデイサービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を、阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業であるときは第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第71条 阿南市はつらつデイサービス事業者は、阿南市はつらつデイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理

者を置かなければならない。ただし、阿南市はつらつデイサービス事業所の管理上支障がない場合には、当該阿南市はつらつデイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第72条 阿南市はつらつデイサービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びに阿南市はつらつデイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室として、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、食堂及び機能訓練室を同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 阿南市はつらつデイサービス事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合であって、利用者へのサービス提供に支障がないときは、設備基準上両方のサービスに規定があるもの及び玄関、廊下、階段及び送迎車両等阿南市はつらつデイサービス事業所に設置されるものについては共用することができる。ただし、阿南市はつらつデイサービス事業所

の機能訓練室等と阿南市はつらつデイサービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、次の各号に掲げる条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- (1) 当該部屋等において、阿南市はつらつデイサービス事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。
 - (2) 阿南市はつらつデイサービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、阿南市はつらつデイサービス事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。
- 4 阿南市はつらつデイサービス事業者が、指定通所介護事業者又は阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業者の指定を併せて受け、かつ、阿南市はつらつデイサービスの事業と指定通所介護又は阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、阿南市はつらつデイサービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を、阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業であるときは第55条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第73条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第56条

から第63条までの規定は、阿南市はつらつデイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第57条」と、「訪問介護員等」とあるのは「阿南市はつらつデイサービス従事者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「阿南市はつらつデイサービス従業者」と、第63条第2項第1号中「阿南市介護予防通所介護相当サービス計画」とあるのは「阿南市はつらつデイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(阿南市はつらつデイサービス事業者の基本取扱方針)

第74条 阿南市はつらつデイサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 阿南市はつらつデイサービス事業者は、自らその提供する阿南市はつらつデイサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 阿南市はつらつデイサービス事業者は、阿南市はつらつデイサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 阿南市はつらつデイサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 阿南市はつらつデイサービス事業者は、阿南市はつらつデ

サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(阿南市はつらっデイサービスの具体的取扱方針)

第75条 阿南市はつらっデイサービスの具体的取扱方針は、第1節に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 阿南市はつらっデイサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 阿南市はつらっデイサービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、阿南市はつらっデイサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した阿南市はつらっデイサービス計画を作成するものとする。
- (3) 阿南市はつらっデイサービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 阿南市はつらっデイサービス事業所の管理者は、阿南市はつらっデイサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 阿南市はつらっデイサービス事業所の管理者は、阿南市はつらっデイサービス計画を作成した際には、当該阿南市はつらっデイサービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 阿南市はつらつデイサービスの提供に当たっては、阿南市はつらつデイサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 阿南市はつらつデイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 阿南市はつらつデイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 阿南市はつらつデイサービス事業所の管理者は、阿南市はつらつデイサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該阿南市はつらつデイサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該阿南市はつらつデイサービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも1回は、当該阿南市はつらつデイサービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 阿南市はつらつデイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) 阿南市はつらつデイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて阿南市はつらつデイサービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第2号から第5号までの規定は、前号に規定する阿南市はつらつデイサービス計画の変更について準用する。

(阿南市はつらつデイサービスの提供に当たっての留意点)

第76条 阿南市はつらつデイサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 阿南市はつらつデイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、阿南市はつらつデイサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 阿南市はつらつデイサービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 阿南市はつらつデイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることを十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負担を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第77条 阿南市はつらつデイサービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 阿南市はつらつデイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 阿南市はつらつデイサービス事業者は、サービスの提供に

当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 阿南市はつらつデイサービス事業者は、サービスの提供を行っている場合においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じたときその他医療措置を要する緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この要綱の施行の日前においても、指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。